**高教組ライフプランセミナー（大切なお知らせ）**

　2020年12月　長野高教組

**１．退職に係る事務日程の確認**

退職教職員互助組合のオレンジの冊子ｐ27（本日の資料）を確認の上、２月の「公立学校共済組合」が実施する「退職予定者等説明会」には是非参加をしてください。

※２０２０年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、公立学校共済組合より資料配布となります。資料説明は「公立学校共済組合」HPの組合員専用ページにアップされるYouTube視聴を予定しています。事務室からのお知らせがありますのでご確認ください。

**２．退職教職員互助組合より**

　・オレンジの冊子ｐ１３の＜お問い合わせ＞の電話番号が間違っています。

　　　　　誤：026-232-5311　　　　**正：026-232-5331**

　・オレンジの冊子については、高教組HPにもアップします。

**３．手当の申請をおこなう（重要）**

再任用の方は１年任期のため、原則としては毎年度手当等の手続きが必要です。特に退職時の学校でそのまま再任用をされる先生については、継続ではありませんので、４月早々に**改めて通勤手当等の申請**を忘れないように行ってください。

**４．再任用の雇用条件である健康診断書の提出について**

　任用の要件として「選考」（または面談）が実施されます。（教育職：１１月、行政職：１２月）選考時には「健康診断書」の提出が必要です。健康診断書は、人間ドック、健康診断（学校で実施）の結果で代えることができますが、**前年度のものは有効となりません。受診時期（※注）にもご注意ください。**

　　　〈※注〉学校で実施の健康診断の場合、医師の診断が提出日後に行われる場合がありますので注意が必要です。そのため、９月までに人間ドックを受診しておくことをお勧めします。健康診断書の提出が間に合わない場合は、民間の医療機関で実施の健康診断書を提出することになります。その場合、1万円前後の費用がかかります。

**５．退職時の書類提出について（再任用者を含む）**

退職時には事務室から様々な書類の提出や手続きについて説明があります。事務室とよく連絡を取ってください。なお、再任用をされる先生は４月早々に手続きをするものもありますので、事務室で確認をしてください。（雇用保険などは雇用から５日となっています）

**６．退職時の財形貯蓄について**

　完全に教職を離れる方については、財形貯蓄の解約手続きが必要です。解約には、学校の職印が必要です。金融機関への問い合わせをしてください。また、再任用の方については、財形貯蓄の継続ができますが、解約、継続（金額など）についてご確認ください。

**７．高教組ライフプランセミナーより**

　本日の講師（ファイナンシャルプランナー　中島裕治さん）のお話は、高教組HPにURLをアップする予定です。ご活用ください。